

環境基本計画の施策目標の修正

法律等の改正・市の施策の変更により豊明市環境基本計画の修正が必要な箇所

1 E - 1 - b

浄化槽法の一部改正

法定検査の義務化。浄化槽検査を使用開始後従来6～8ヶ月だったものが3～8ヶ月に変更された。

2 N - 2 - f

生ごみ処理機補助制度の推進の削除 —補助金制度が廃止されたため。

3 P - 3 - h

発展途上国の支援等 平成17年度にて終了。

4 R - 1 - a

環境フェアがH18年度より豊明まつりに組み込まれた。